水産庁特定秘密保護規程（平成 26 年水産庁訓令第３号）

改正
　令和２年７月 28 日　水産庁訓令第３号

水産庁訓令第３号

　水産庁特定秘密保護規程を次のように定める。

　平成 26 年 12 月 10 日

水産庁長官　　本　川　一　善

水産庁特定秘密保護規程

目次

　第１章　総則（第１条～第６条）
　第２章　特定秘密の表示等（第７条～第 14 条）
　第３章　特定秘密の取扱いの業務
　　第１節　保護のための環境整備（第 15 条～第 21 条）
　　第２節　作成（第 22 条～第 24 条）
　　第３節　運搬、交付及び伝達（第 25 条～第 32 条）
　　第４節　保管等（第 33 条～第 37 条）
　　第５節　検査（第 38 条）
　　第６節　紛失時等の措置（第 39 条）
　第４章　特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第 40 条）
　第５章　他の行政機関に対する特定秘密の提供（第 41 条～第 44 条）
　第６章　適合事業者への特定秘密の提供（第 45 条～第 49 条）
　第７章　その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置（第 50 条）
　第８章　適性評価（第 51 条～第 60 条）
　第９章　通報窓口（第 61 条）
　第 10 章　雑則（第 62 条～第 67 条）
　附　則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密（以下「特定秘密」という。）を適切に保護

するために必要な措置を定めるものとする。
2　水産庁における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号。以下「令」という。）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、他の法律又はこれに基づく命令により特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。
3　農林水産省における特定秘密に指定された情報に係る行政文書の管理及び取扱いについては、農林水産省行政文書管理規則（平成 23 年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第１号。以下「文書管理規則」という。）第 14 条第２項第１号（紙文書の保存場所に係る部分に限る。）及び第 16 条並びに農林水産省文書取扱規則（平成 23 年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第２号。以下「文書取扱規則」という。）第７章の規定は、適用しない。

（用語の定義）
第２条　この規程において「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入若しくは接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。
2　この規程において「スタンドアローン」とは、ネットワークに接続せず、単体で用いられていることをいう。
3　この規程において「書き出しログ」とは、電子計算機に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、又は移転した際に、当該電子計算機のユーザーＩＤ又は電子計算機名を示す識別コード、当該電磁的記録の種類及び名称、複写し、又は移転した日付及び時刻その他の当該電磁的記録の動作履歴又は当該電磁的記録を利用した者の履歴等の特定を可能とするための当該電子計算機における記録（当該電子計算機等が情報システムの一部を構成する場合であって、当該情報システムのサーバー等において記録されているときの記録を含む。）をいう。
4　この規程において「印刷ログ」とは、電子計算機に記録された電磁的記録の内容をプリンターにより用紙に出力した際に、当該電子計算機のユーザーＩＤ又は電子計算機名を示す識別コード、当該電磁的記録の種類及び名称、出力した日付及び時刻その他の当該電磁的記録が出力された履歴又は当該電磁的記録を出力した者の履歴等の特定を可能とするための当該電子計算機における記録（当該電子計算機等が情報システムの一部を構成する場合であって、当該情報システムのサーバー等において記録されているときの記録を含む。）をいう。
5　この規程において「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（ＰＤＡ）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。
6　この規程において「ストレージサービス」とは、インターネット上で提供されるサービスであって、インターネットを通じて当該サービスを提供する者の設備に電磁的記録を保存し、当該サービスを通じて電磁的記録の利用、提供等を行うことができるサービスをいう。

（特定秘密管理者）

第３条　特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）を置き、漁政部長をもって充てる。

（保全責任者等）
第４条　特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を置き、漁政課長をもって充てる。
２　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する令第４条に規定する特定秘密文書等（以下単に「特定秘密文書等」という。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。
３　特定秘密管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。
４　特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。
５　保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

（職員の範囲の制限）
第５条　法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから法第６条第１項の規定により提供を受ける特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第２項に規定する官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。
２　特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）
第６条　特定秘密管理者は、職員（法第 11 条各号に規定する者を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
２　前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年１回受講することができるように実施するものとする。ただし、特定秘密管理者は、必要と認めるときは、当該教育を実施することができる。
３　特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第１項の教育を受講させるよう努めるものとする。
４　第１項の教育は、法第 11 条各号に規定する者に対しても行うものとする。

第２章　特定秘密の表示等

（特定秘密の表示の方法）
第７条　令第 16 条第１号に規定する法第３条第２項第１号の規定による措置における特

定秘密の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2)　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3)　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

２　前項の規定により特定秘密表示を付した複数のページにわたる文書又は図画であって、その冒頭のページに特定秘密である情報が記録されていないものについては、同ページに、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密文書」の文字を赤色で付すこととする。

３　特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第１項の表示をすることを要しない。前項の「特定秘密文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。

４　第１項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法でするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。

５　前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

６　特定秘密表示の寸法は、縦 12 ミリメートル、横 40 ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（通知の方法）

第８条　令第 16 条第１号に規定する法第３条第２項第２号に規定する措置における通知は、水産庁長官が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第１号様式の書面により通知することにより行うものとする。

２　前項の通知に当たっては、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧

に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第９条　特定秘密の提供がなされたときは、特定秘密管理者は、当該提供がなされた特定秘密について特定秘密の指定及び提供がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記した別記第２号様式の書面又は電磁的記録により、当該提供に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

２　前項の周知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該特定秘密を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う通知等）

第 10 条　令第 16 条第３号に規定する指定の有効期間が延長された場合における通知は、水産庁長官が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記第３号様式の書面により行うものとする。第８条第２項の規定は、この場合に準用する。

２　指定の有効期間が延長された場合における周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記した別記第４号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。前条第２項の規定は、この場合に準用する。

（特定秘密表示の抹消）

第 11 条　令第 16 条第２号イ及び第４号イに規定する特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等（令第７条第１項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1)　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

(2)　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3)　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

２　前項の特定秘密表示の抹消により、第７条第２項の規定より付された「特定秘密文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第 12 条　令第 16 条第２号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(2)　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3)　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

２　指定有効期間満了の表示の寸法は、縦 12 ミリメートル、横 40 ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

３　令第 16 条第２号ロに規定する通知は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第５号様式の書面により行うものとする。第８条第２項の規定は、この場合に準用する。

４　指定の有効期間が満了に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記した別記第６号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第９条第２項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第 13 条　前条第１項の規定は、令第 16 条第４号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

２　指定解除の表示の寸法は、縦 12 ミリメートル、横 40 ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

３　令第 16 条第４号ロに規定する通知は、水産庁長官が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第７号様式の書面により行うものとする。第８条第２項の規定は、この場合に準用する。

４　指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記した別記第８号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第９条第２項の規定は、この場合に準用する。

（特定秘密に該当する情報がある場合の措置）

第 14 条　職員は、その職務において、特定秘密に該当する情報があると認めた場合は、特

定秘密管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

第３章　特定秘密の取扱いの業務

第１節　保護のための環境整備

（特定秘密へのアクセス管理）

第 15 条　特定秘密管理者は、特定秘密を取り扱う執務室等について、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が特定秘密にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他必要な物理的措置を講ずるものとする。

（立入制限）

第 16 条　特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

２　前項の規定により立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込み制限）

第 17 条　特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

(1)　前条第１項の規定により立入りが禁止された場所

(2)　日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3)　特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

(4)　特定秘密文書等を保管する保管施設

２　前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の保管容器）

第 18 条　特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

４　第１項の規定は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体に準用する。
５　前各項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

（特定秘密の保護のための施設設備）
第 19 条　特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）
第 20 条　特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。
２　特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するものとする。
３　特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前２項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成 27 年農林水産省訓令第４号）を厳格に適用するとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」（平成 30 年７月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。
４　特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、パスワード設定、暗号措置その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）
第 21 条　特定秘密管理者は、特定秘密文書等（以下この条及び第 23 条において物件を除く。）の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。
２　特定秘密文書等管理簿には、特定秘密文書等に記録された特定秘密文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付元及び交付元の登録番号、交付先等を記載し、又は記録するものとする。
３　保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
４　特定秘密文書等管理簿は、別記第９号様式を標準とする。
５　情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等と分けた特定秘密文書等管理簿とすることができる。

第２節　作成

（特定秘密文書等の作成）

第 22 条　特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第 23 条　保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1)　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　第７条第１項第１号の特定秘密表示で冒頭のページに付されているもの及び第７条第２項の「特定秘密文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

(2)　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示とともに赤色で認識することができるようにすること。

（特定秘密起案文書の登録等）

第 24 条　文書取扱規則第 15 条第５項の起案文書である特定秘密文書等（以下「特定秘密起案文書」という。）の起案者は、起案した特定秘密起案文書を保全責任者に提示し、特定秘密起案文書処理簿に登録を受けた後、紙媒体の起案文書により決裁の手続を行う。

２　特定秘密起案文書処理簿の様式は、別記第 10 号様式のとおりとする。

３　第１項の規定により特定秘密起案文書処理簿に登録を受ける場合における保全責任者が特定秘密起案文書に付与する記号は、農林水産省行政文書取扱要領（平成 23 年４月１日付け 22 文第 186 号総括文書管理者（大臣官房長）通知）別表第１の記号に「特定秘」を加えた記号とする。

４　起案者は、紙媒体の起案文書を携行して承認を受けるものとする。

５　保全責任者は、他部局から特定秘密起案文書の合議を受けたときは、特定秘密合議文書処理簿に登録する。

６　特定秘密合議文書処理簿の様式は、別記第 11 号様式とする。

第３節　運搬、交付及び伝達

（交付及び伝達の承認等）

第 25 条　特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

２　特定秘密文書等を交付する者は、特定秘密の保護のため当該特定秘密文書等を特定秘密管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け当該特定秘密文書等の返却の時期を書面により明示するものとする。

３　前項の場合において、特定秘密管理者は、必要があると認めるときは、交付した特定

秘密文書等を回収することができる。

（運搬の方法）

第 26 条　特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

２　前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

（交付の方法）

第 27 条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員（法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第 31 条、第 36 条及び第 38 条第３項において同じ。）の受領印の押印を受けるなど受領の記録を残すものとする。

２　受領書の様式は、別記第 12 号様式を標準とする。

３　特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第 28 条　特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第 29 条　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗み見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（電気通信による交付）

第 30 条　特定秘密文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

（文書等の接受）

第 31 条　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第 32 条　特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

２　特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
３　前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護について必要な措置を講ずるものとする。
４　特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗み見の防止に努めるものとする。

第４節　保管等

（特定秘密文書等の保管）
第 33 条　特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。
２　保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始年月日、保管終了年月日その他必要な事項を記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）
第 34 条　保全責任者は、特定秘密文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った職員の氏名、年月日等の記録を保存するものとする。
２　前項の記録は５年間保存するものとする。

（移管）
第 35 条　旧特定秘密文書等の移管に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第８条に基づき、文書管理規則第３条第１項で規定する総括文書管理者の指示に従い、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄（運用基準III３(2)イに規定するものに限る。）しなければならない。
２　移管に当たっては、独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。

（廃棄）
第 36 条　特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律第８条第２項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。
２　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）
第 37 条　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、

破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。
２　前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ水産庁長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を水産庁長官に報告するものとする。
３　第１項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第 11 条第１項第 10 号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、水産庁長官に報告するものとする。
４　前項の報告を受けた水産庁長官は、同項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第５節　検査

（定期検査及び臨時検査）
第 38 条　特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年２回以上実施するものとする。
２　特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
３　前２項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。
４　第１項及び第２項の検査においては、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突き合わせるほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第６節　紛失時等の措置

（紛失時等の措置）
第 39 条　特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。
(1)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。
(2)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員又は当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に報告すること。
(3)　第１号又は前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを水産庁長官に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。
２　特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

第４章　特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

（特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置）
第 40 条　特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等（運用基準Ｖ１(3)に

規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。

(2)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。

(3)　第１号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを水産庁長官に報告すること。

２　特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

３　水産庁長官は、前項の場合において、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第５章　他の行政機関に対する特定秘密の提供

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

第 41 条　法第６条第１項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第３章第３節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議）

第 42 条　法第６条第２項の協議は、別記第 13 号様式を標準として行うものとする。

（他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め）

第 43 条　特定秘密管理者は、法第６条第２項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の保護に関する業務を管理する者と令第 16 条に規定する事項の詳細について取決めを行うものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第 44 条　特定秘密管理者は、法第 10 条第１項の規定により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載した書面により水産庁長官の承認を得るものとする。

２　前項の提供は、第３章第３節の規定に準じて、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

第６章　適合事業者への特定秘密の提供

（適合事業者の適合性の審査）

第 45 条　特定秘密管理者は、法第８条第１項の適合事業者（以下単に「適合事業者」とい

う。）としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。

２　適合事業者が取り扱う特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に該当する場合には、前項の審査を行う際に、特定秘密を保護するために必要な措置の実施に関する規程として前項の申請に係る事業者が定めるものにおいて、当該特定秘密を保有させ、又は提供する前に確保されるべき事項として当該情報の保護に関する国際約束に規定する内容のうち適合事業者に係るものが適切に含まれていることを確認するものとする。

３　特定秘密管理者は、第１項の申請に係る事業者に対し、同項の審査結果を書面により通知するものとする。

４　特定秘密管理者は、適合事業者が第１項の規定により適合性の審査を受けるために行った申請の内容を変更するときは、その内容について事前に申請を求め、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。この項の規定により変更した申請の内容を変更する場合も同様とする。

（適合事業者への特定秘密の提供等に関する承認）

第 46 条　適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供するときは、水産庁長官の承認を得るものとする。ただし、他の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているときは、法第８条第１項ただし書の同意をあらかじめ得るものとする。

（特定秘密の保護に係る契約の締結）

第 47 条　会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等（以下単に「契約担当官等」という。）は、前条の承認を得た旨の通知（同条ただし書に規定する場合においては、同条ただし書の同意を得た旨の通知を含む。）を特定秘密管理者から受けた場合でなければ、法第８条第１項の規定に基づく特定秘密の保護に係る適合事業者との契約の締結を行うことができない。

２　前項の契約に定める契約条項にかかる基準は、漁政部長が別に定めるところによる。

３　契約担当官等は、第１項の契約を行ったときは、当該特定秘密に係る特定秘密管理者に通報するものとする。

（下請負）

第 48 条　契約担当官等は、適合事業者から下請負者に第 47 条第 1 項の規定に基づく契約に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせるための承認の申請があったときは、当該下請負者が、前３条の規定により水産庁と特定秘密の保護に係る契約を締結している場合に限り、承認することができる。

（適合事業者の適合性の審査結果の通知の撤回）

第 49 条　特定秘密管理者は、適合事業者が別紙の基準に適合しなくなったと認めるときは、第 45 条第３項の通知を撤回することができる。

２　特定秘密管理者は、前項の撤回を行ったときは、その旨を契約担当官等に通知しなけ

ればならない。
３　特定秘密管理者は、第１項の撤回を行ったときは、交付した特定秘密文書等について、直ちに当該撤回に係る事業者に返却を指示し、回収しなければならない。

第７章　その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置

（提供を受けた者による保護措置）
第 50 条　法第 10 条（同条第１項第１号（イ及びロに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受けたときは、第３条、第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 25 条から第 32 条まで、第 36 条、第 38 条及び第 39 条に規定する措置を講ずるほか、第４条から第６条まで、第７条、第８条及び第 10 条第１項に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。
２　前項の場合において、第 20 条、第 26 条、第 28 条及び第 39 条中「特定秘密の取扱いの業務を行う職員」とあるのは、「特定秘密を利用し、又は知る職員」と読み替えるものと第 38 条第３項中「特定秘密管理者が指名する職員」とあるのは、「特定秘密管理者が指名する職員（特定秘密を利用し、又は知る職員に限る。）」と読み替えるものする。
３　第１項の場合において、特定秘密管理者は、特定秘密を利用し、又は知る職員に対して、当該特定秘密を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

第８章　適性評価

（適性評価実施責任者）
第 51 条　運用基準Ⅳ２(1)に規定する適性評価実施責任者は、漁政部長をもって充てる。

（適性評価実施担当者）
第 52 条　運用基準Ⅳ２(2)に規定する適性評価実施担当者は、適性評価実施責任者が指名する漁政課長その他の職員をもって充てる。

（適性評価に関する事務に関与することができる者）
第 53 条　運用基準Ⅳ２(3)本文の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、水産庁次長とする。
２　前２条及び前項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務（法第 12 条第４項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。）に関与してはならない。

（候補者名簿等）
第 54 条　運用基準Ⅳ３(1)アに規定する名簿（以下「候補者名簿（行政機関の職員）」という。）の様式は、別記第 14 号様式のとおりとする。
２　運用基準Ⅳ３(1)ウに規定する名簿（以下「候補者名簿（適合事業者の従業者）」という。）の様式は、別記第 15 号様式のとおりとする。

３　運用基準Ⅳ３(1)ウに規定する適合事業者に対する通知は、別記第 16 号様式を交付することにより行う。
４　運用基準Ⅳ３(2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、候補者名簿（行政機関の職員）若しくは候補者名簿（適合事業者の従業者）に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第 17 号様式を交付することにより行う。
５　運用基準Ⅳ３(2)イに規定する適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿（適合事業者の従業者）を添付した別記第 18 号様式を交付することにより行う。

（適性評価の結果等の通知）
第 55 条　運用基準Ⅳ４(3)イ、Ⅳ４(4)ウ及びⅣ７(2)アに規定する通知は、別記第 19 号様式を交付することにより行う。

（適性が認められた者の名簿の作成）
第 56 条　適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び水産庁長官が直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

（苦情受理窓口）
第 57 条　運用基準Ⅳ８(1)アに規定する苦情受理窓口は、漁政課とする。

（苦情処理責任者）
第 58 条　運用基準Ⅳ８(1)アに規定する苦情処理責任者は、漁政部長をもって充てる。

（苦情処理担当者）
第 59 条　運用基準Ⅳ８(1)イに規定する苦情処理担当者は、苦情処理責任者が指名する漁政課長その他の職員をもって充てる。

（適性評価の実施等への協力）
第 60 条　特定秘密管理者は、第 54 条第１項及び第２項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第９章　通報窓口

（通報窓口）
第 61 条　特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口は、漁政課とする。

第 10 章　雑則

（指定前の取扱い）

第 62 条　特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、この規程に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

（指定解除後等の取扱い）

第 63 条　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

（国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認）

第 64 条　情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

（国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い）

第 65 条　前条までに定めるもののほか、特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

（補則）

第 66 条　この規定の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、第 61 条に規定する通報に係る事項については漁政課長が、それ以外の事項については特定秘密管理者がそれぞれ定めることができる。

（規程の特例）

第 67 条　特定秘密管理者は、その業務の特殊性を鑑み、追加的措置を講ずる必要があると認めるときは、その業務における特定秘密の保護措置を別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

２　法附則第２条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第４条第５項及び第 27 条の規定の適用については、これらの規定中「法第 11 条の規定により特定秘密」とあるのは、「特定秘密」と、第５条の規定の適用については、同条中「法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることされている者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

附　則（令和２年水産庁訓令第３号）

この訓令は、公布の日（令和２年７月 28 日）から施行する。

別記第１号様式（第８条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

水 産 庁 長 官

特定秘密の提供に係る通知について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密が提供されたので、通知する。

記

１　特定秘密の提供元及び指定の整理番号

２　指定をした年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

４　当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職

５　指定の有効期間等
（１）指定の有効期間

（２）当該有効期間が満了する年月日

別記第２号様式（第９条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

（特定秘密管理者）

特定秘密の提供に係る周知について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密が提供されたので、周知する。

記

１　特定秘密の提供元及び指定の整理番号

２　指定をした年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

４　指定の有効期間等
（１）指定の有効期間

（２）当該有効期間が満了する年月日

別記第３号様式（第 10 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

水 産 庁 長 官

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定の有効期間を延長した年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

４　当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職

５　延長後の指定の有効期間等
（１）延長後の指定の有効期間

（２）当該有効期間が満了する年月日

別記第４号様式（第 10 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

（特定秘密管理者）

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定の有効期間の延長をした年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

４　延長後の指定の有効期間等
（１）延長後の指定の有効期間

（２）当該有効期間が満了する年月日

別記第５号様式（第 12 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

水 産 庁 長 官

特定秘密の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定に係る特定秘密の概要

別記第６号様式（第 12 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

（特定秘密管理者）

特定秘密の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定に係る特定秘密の概要

別記第７号様式（第 13 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

水 産 庁 長 官

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第４条第７項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、通知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定を解除した年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「３　指定に係る特定秘密の概要」を「３　一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「４　一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記第８号様式（第 13 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

各　　位

（特定秘密管理者）

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第４条第７項の規定に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、周知する。

記

１　特定秘密の指定元及び指定の整理番号

２　指定を解除した年月日

３　指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「３　指定に係る特定秘密の概要」を「３　一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「４　一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記第９号様式（第21条関係）

登録番号		作成又は受領の年月日		作成又は受領の別		提供元又は交付元	
提供又は交付元の登録番号		文書番号		特定秘密文書等としての管理が不要となった年月日			
文書等の件名							

一連番号	交付				回収		保管終了			媒体	備考
	交付先	年月日	受領者氏名(役職)	受領印	年月日	受領印	年月日	措置	廃棄方法		

特定秘密文書等管理簿

別記第10号様式（第24条関係）

第　　号	（担当）	受　付	月　　日	保存期間	年
		起　案	月　　日	宛　先	
		決　裁	月　　日	発信者	
		施　行	月　　日	（備考）	
		合　議	月　　日 へ		
		合　議	月　　日 へ		
第　　号	（担当）	受　付	月　　日	保存期間	年
		起　案	月　　日	宛　先	
		決　裁	月　　日	発信者	
		施　行	月　　日	（備考）	
		合　議	月　　日 へ		
		合　議	月　　日 へ		
第　　号	（担当）	受　付	月　　日	保存期間	年
		起　案	月　　日	宛　先	
		決　裁	月　　日	発信者	
		施　行	月　　日	（備考）	
		合　議	月　　日 へ		
		合　議	月　　日 へ		
第　　号	（担当）	受　付	月　　日	保存期間	年
		起　案	月　　日	宛　先	
		決　裁	月　　日	発信者	
		施　行	月　　日	（備考）	
		合　議	月　　日 へ		
		合　議	月　　日 へ		

特定秘密起案文書処理簿

別記第11号様式(第24条関係)

特定秘密合議文書処理簿

受付番号	文書番号	件　名	主管部局	受付月日	決裁月日	返戻(回付)月日	備考

別記第12号様式（第27条関係）

登録番号	
件　　名	
発送機関名	
発　送　者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印をつける。）。

年　月　日

受領機関名	
受領者氏名	印

特定秘密文書等受領書

別記第 13-１号様式（第 42 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

提供先行政機関の長　殿

水 産 庁 長 官

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「法」という。）第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される特定秘密の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

農林水産省が法第６条第１項の規定により（提供先行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）第 11 条第１項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第 16 条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

別記第 13-２号様式（第 42 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

（法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について、あらかじめ包括的協議を行う場合の回答の様式）

（提供元行政機関の長）　殿

水　産　庁　長　官

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（　年　　月　　日　号）に記されたとおり、特定秘密の提供の際には、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記第 13-３号様式（第 42 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

年　　月　　日

（法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について、
具体的な秘密の提供がなされる場合の回答の様式
（ただし、あらかじめ包括的協議を行う場合を除く。））

（提供元行政機関の長）　殿

水 産 庁 長 官

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第６条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（　年　　月　　日　号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記第14 号様式（第54条関係）

候補者名簿（行政機関の職員）

特定秘密管理者:　　作成日:　　年　月　日

番号	氏名		フリガナ		生年月日				所属部署	役職名	特定秘密保護法第12条第１項		選定に当たって参考となる事項	承認の有無※
	氏	名	氏	名	年号	年	月	日			該当する号	第３号に該当すると認められる理由		

（注）※欄は適性評価実施部署において記載（承認が得られた者に〇を、得られなかった者に×を記載）

別記第15号様式（第54条関係）

候補者名簿（適合事業者の従業者）

適合事業者名：　　作成日：　　年　月　日

番号	氏名		フリガナ		生年月日				所属部署	役職名（派遣労働者の場合は「（派遣）」と追記）	予定している業務内容（派遣労働者の場合のみ記載）	特定秘密保護法第12条第１項		選定に当たって参考となる事項	承認の有無※
	氏	名	氏	名	年号	年	月	日				該当する号	第3号に該当すると認められる理由		

（注）※欄は適性評価実施部署において記載（承認が得られた者に〇を、得られなかった者に×を記載）

別記第 16 号様式（第 54 条関係）

年　　月　　日

（適合事業者）

様

（特定秘密管理者）

適性評価に関する通知書（名簿への不登載）

以下の者については、適性評価実施責任者に提出する候補者名簿に登載しないこととしたため、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）Ⅳ３⑴ウの規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、以下の者を雇用する事業主に通知してください。
※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

ふりがな 氏名	生年月日	所属部署	派遣労働者（※）

（※）派遣労働者であるときは、〇を記載すること。

＜問合せ先＞

（水産庁　部局　課室）

住所

電話

別記第 17 号様式（第 54 条関係）

年　月　日

（特定秘密管理者）
殿

漁政部長

適性評価に関する通知書（水産庁長官の承認）

年　　月　　日付け候補者名簿［(行政機関の職員）／（適合事業者の従業者)］に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての水産庁長官の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）Ⅳ３(2)イの規定により通知します。

別記第 18 号様式（第 54 条関係）

年　　月　　日

（適合事業者）
様

（特定秘密管理者）

適性評価に関する通知書（水産庁長官の承認）

貴社の従業者に関し、適性評価を実施することについての水産庁長官の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）Ⅳ３(2)イの規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。
※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

＜問合せ先＞
（水産庁　部局　課室）
住所
電話

別記第 19 号様式（第 54 条関係）

年　　月　　日

（特定秘密管理者）
殿

漁政部長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）Ⅳ［４(3)イ／４(4)ウ／７(2)ア］の規定により通知します。

【なお、別表に記載されている者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知してください。※従業者の場合に記載】

（注）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

別　表

候補者名簿		氏　名		フリガナ		生年月日				所属部署（派遣労働者であるときは、その旨）	役職名	結果
作成日	番号	氏	名	氏	名	年号	年	月	日			

※　結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

様式第1号（第6条関係）

特別管理秘密取扱者名簿

氏名	所属部署	指定日	次回適格性確認日	備考

様式第2号（第8条関係）

特別管理秘密指定管理簿

整理番号	事項の内容	所管部署	指定日	秘密指定期間	指定時通知先	解除時通知先	備考